桜川市サイクリングによるまちづくり支援業務

プロポーザル実施要領

平成28年11月

桜　川　市

１．趣旨

桜川市サイクリングによるまちづくり支援業務については、公募型プロポーザル方式により候補者を選定することとし、手続き等については、この実施要領に定める。

２．事業概要

（１）業務の名称

　　　桜川市サイクリングによるまちづくり支援業務

（２）提案事項

　　　プロポーザルにおいては、以下について提案すること。

1. 新規商品開発に関する提案

桜川市の特産品（ユメシホウ、福来みかん等）を原材料としたサイクリスト向け商品のアイデア考案におけるプロセス、コンセプト及び仕様を提案すること。

1. 既存商品パッケージ等の改良に関する提案

桜川市内の既存商品を「桜川市のお土産」として認識でき、販売促進につながるようなパッケージ等に改良するためのプロセス、デザインコンセプト及び成果物の仕様を提案すること。

なお、市内事業者の参画が必要と考える場合は、その方法も提案すること。

1. 共有資材（手提げ袋、包装紙等）のデザイン制作に関する提案

　　　　　桜川市内の既存商品を「桜川市のお土産」として認識でき、販売促進につながるような共有資材の制作におけるデザインコンセプト及び仕様を提案すること。

④　（仮称）りんりんパトロール隊（以下、「パトロール隊」という。）活動支援に関する提案

パトロール隊の活動、つくば霞ヶ浦りんりんロードを含む周辺地域のサイクリング環境をＰＲするための広報ブース、展示用装飾品及びパトロール隊が使用するためのユニフォームのデザインコンセプト及び仕様を提案すること。

なお、広報ブース及び展示用装飾品は、屋内外両方で使用でき持ち運びが可能なもので、サイズは３ｍ×３ｍとするが、他に有益な案があれば提案すること。

（３）履行期間

委託契約締結日の翌日～平成29年３月15日（水）まで

３．市とのパートナーシップ

（１）本事業を円滑に推進するため、事業者は、事業期間において、全体を総括する責任者を定め、市とのパートナーシップを構築し、各種業務に一元的に対応すること。

（２）市は、受託者が本業務を円滑に遂行できるよう、市民、事業者等の調整等、必要な事務を積極的に行うものとする。

４．業務に要する費用

金11,407,392円以内（消費税及び地方消費税を含む）

５．プロポーザルの種類

公募型

６．参加資格

桜川市建設工事等入札参加資格審査規程（平成17年10月1日告示第７号）で定められている一般競争参加資格（物品役務）を有しているもので、かつ、次の条件を全て満たすこと。なお、複数の者で構成する場合には、代表者を選定し、申請者は代表者とすること。

※複数の者も参加資格を満たすこと。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（２）契約締結の日までの間に、茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成６年７月14日付け監第692号）又は桜川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成17年10月１日　訓令第36号）を受けていないこと。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

７．実施要領、提出書類様式の配布

実施要領、提出書類様式は、桜川市のホームページで公表する。

　　http://www.city.sakuragawa.lg.jp/index.html

８．審査方法

（１）審査委員会

桜川市サイクリングによるまちづくり支援業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し、後記13．に基づき事業者を審査し選定する。

　（２）第１次審査

後記10．にて参加表明書を提出した者の参加資格要件を確認し、条件を満たした応募者へ企画提案要請書を通知する。

　（３）第２次審査

後記12．にて提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行い、最優秀提案者及び優秀提案者を各１者選定する。

　（４）参加者が２者未満の場合、本プロポーザルは不成立とみなし、中止する。

９．説明会

　（１）期日

　　　　平成28年12月1日（木）15時から

　（２）場所

　　　　桜川市役所大和庁舎３階大会議室（桜川市羽田1023）

　（３）質疑応答

　　　　説明後に質疑応答を行う。また、その内容について、市ホームページにて公表する。

10．参加表明書の提出

（１）提出期間

平成28年12月1日（木）～平成28年12月6日（火）17時00分まで（必着）

（２）提出書類

①　参加表明書（様式１）

②　会社概要説明書（様式２－１）

③　企業状況表（様式２－２）

④　業務実績確認書（様式３）

⑤　業務の実施体制調書（様式４）

　（３）提出部数　各１部

（４）提出方法

郵送又は持参により提出すること。

1. 郵送：配達証明付書留郵便に限る。提出期限日必着のこと。

②　持参：事前に電話連絡の上、持参すること。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く

（５）提出場所

桜川市役所総合戦略室

住所：〒309-1293　茨城県桜川市羽田1023　電話：0296-58-5126（直通）

11．第１次審査の結果通知

第１次審査結果は、平成28年1２月7日（水）までに次のとおり通知する。

　（１）第２次審査の対象となる者

　　　　企画提案要請書を通知する。

　（２）第２次審査の対象とならない者

選定されなかった旨を通知する。

　（３）通知方法

　　　　参加表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知する。

12．企画提案書の提出

前記８．（2）で示した企画提案要請書を通知された者は、企画提案書を提出することとする。

（１）提出期間

平成28年12月7日（水）～平成28年12月14日（水）正午まで（必着）

なお、期限内に企画提案書等の提出がない場合には、辞退したものとみなす。

（２）提出書類

①　企画提案書

ア　企画提案書には、次の区分の順に提案内容を記載すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　目 | 内　　容 |
| １ | 新規商品開発に関する提案 | 桜川市の特産品（ユメシホウ、福来みかん等）を原材料としたサイクリスト向け商品開発のアイデア考案におけるプロセス、コンセプト及び仕様を記載すること。 |
| ２ | 既存商品のパッケージ等の改良に関する提案 | 桜川市内の既存商品のパッケージ等の改良プロセス及び仕様を記載すること。 |
| ３ | 共有資材のデザイン制作に関する提案 | 共有資材の制作におけるデザインコンセプト及び仕様を記載すること。 |
| ４ | パトロール隊の活動支援に関する提案 | パトロール隊が使用する広報ブース、展示用装飾品及びユニフォームのデザインコンセプト及び仕様を記載すること。 |
| ５ | 実績及び業務の進め方 | これまでの類似業務の実績、本業務を進める上での方針や考え方、市と受託者の役割分担について記載すること。 |
| ６ | スケジュール | 本業務の具体的なスケジュールを記載する。併せて、スケジュールの効率性、実効性を確保するための方策を記載すること。 |
| ７ | 実施体制 | 業務を実施するための人員・体制をできる限り具体的に記載すること。 |

イ　用紙サイズはＡ４版縦とし、横書きとすること。A3版の用紙をＡ4サイズに織り込むことも可とする。

ウ　文字サイズは、12ポイント以上で作成すること。

エ　使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

②　企画提案書データ（ＰＤＦ）

③　業務実績確認書（前記10．（２）④の再提出）

④　業務の実施体制調書（前記10．（２）⑤の再提出）

⑤　参考見積書（内訳書も添付すること。様式自由Ａ４）

業務名称及び金額（消費税及び地方消費税を除いた価格、並びに税込価格）を記載すること。

（３）提出部数　各10部（原本１部、残り9部は写しでも可）

　（４）提出方法　前記10．（４）に同じ。

（５）提出場所　前記10．（５）に同じ。

13．プレゼンテーション（第２次審査）

　（１）実施日時、場所

平成28年12月15日（木）を予定。詳細日程については、企画提案要請書を通知された事業者の参加表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知するものとする。

　（２）実施時間

１事業者につき30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）とすること。

　（３）出席者

プレゼンテーション出席者は、プレゼンテーションを行う者１名、その他補助する者２名の計３名以内とする。なお、プレゼンテーションは、本業務に直接携わる者が行うこと。

　（４）その他

　　①　プレゼンテーションは、非公開とする。

② プレゼンテーションは、前記12．で提出された企画提案書を用いて行うこととし、プロジェクター等を使用することは認めない。また、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

14．第２次審査の結果通知

　　 第２次審査結果は、平成28年12月中旬に次のとおり通知する。

（１）最優秀提案に選定された者

最優秀提案に選定された旨について通知する。最優秀提案者を本事業契約に向けての優先交渉者とする。

　（２）優秀提案に選定された者

優秀提案に選定された旨及び最優秀提案に選定されなかった理由について通知する。優秀提案者を次点交渉者とする。

（３）提出された企画提案書が選定されなかった者

選定されなかった旨を通知する。

（４）通知方法

文書及び参加表明書に記載されたメールアドレス宛てへ電子メールで通知する。なお、審査結果等に関する問合せには応じない。

15．審査基準及び配点

　 （１）第１次審査

　　　 ①　会社概要

実績及び経営状況等について審査する。

　　 　②　実施体制等

　　　　　 実施体制、管理責任者及び主担当者の資格・経験年数等を審査する。

　 （２）第２次審査（プロポーザル）

　プロポーザルは以下の審査項目に基づき審査する。

1. 基本事項（60点／260点）

ア　業務実績、取り組み方針・考え方、役割分担

イ　スケジュール

ウ　実施体制

1. 提案事項（200点／260点）

ア　新規商品開発に関する提案

イ　既存商品のパッケージ等の改良に関する提案

ウ　共有資材のデザイン制作に関する提案

エ　パトロール隊活動支援に関する提案

16．失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

（１）提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

（２）提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合。

（３）提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行った場合。

（４）虚偽の申請を行い、提案資格を得た場合。

（５）参考見積書の金額が「３.業務に要する費用」を超過した場合。

17．契約

審査委員会から最優秀提案に選定された者をこの業務に係る随意契約の見積書の徴収の相手方とするものとする。ただし、最優秀提案に選定された者に事故等があり、見積書の徴収が不可能となった場合は、優秀提案に選定された者を見積書の徴収の相手方とする。

18．その他留意事項

（１）提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

（２）提出された書類は、原則として返却しない。

（３）本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。

（４）配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できない。

（５）企画提案書等は、事業者選定等に伴う作業等において必要な範囲において、複製を作成することがある。

19．担当部署

 　前記10．（５）に同じ。